

令和4年分確定申告のお知らせ

◎自宅からのe-Tax申告のお願い

令和4年分の確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。

なお、スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額等が自動で入力されるほか、令和5年1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成可能になります。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税等のデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大を予定していますので、ぜひご利用ください。

◎確定申告会場の運営について

と き 2月16日(木)～3月15日(水)※入場には「入場整理券」が必要です。

※土日・祝日は開設していませんが、2月19日・26日(日)に限り、開設します。

ところ 津島市文化会館

確定申告会場は、大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、混雑する確定申告会場には出向かず、安心・安全なご自宅からのe-Tax申告をご利用ください。

なお、確定申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで申告していただきます。

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、次の①②が必要です。ご準備をお願いします。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマートフォンおよびマイナンバーカード(※)

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

・署名用電子証明(英数字6桁～16桁)

・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

また、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、確定申告会場での当日配布、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の2通りで配布しています(入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください)。

おって、確定申告期限間際は特に混雑しますので、会場へ来場をお考えの方は、早期の来場をお願いします。

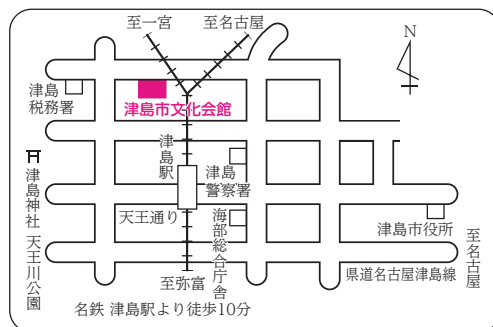
問合せ先

・津島税務署 ☎0567(26)2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

・国税庁ホームページ 🌐<https://www.nta.go.jp>

郵送先 〒496-8720 津島市良王町2丁目31番地の1 津島税務署



■役場での申告相談について

役場でも臨時に申告相談会場を開設します。

- と き** 2月16日(木)~3月15日(水)※土日・祝日を除く
午前8時45分~午後4時30分(正午~午後1時を除く)
※受付時間は午前8時30分~(入場整理票配布)

ところ 役場 3階 大会議室

●新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来場される皆さんの安全に配慮し、申告会場では次の新型コロナウイルス感染症対策を講じますのでご理解、ご協力ください。

○会場内でのマスクの着用

○手指の消毒

- ・会場入口に消毒液を設置しますので、ご利用ください。

○検温

- ・会場入場の際、検温を実施します。検温にご協力いただけない方および検温の結果37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします。

○入場整理票の配布

- ・午前8時30分から 役場3階 大会議室 申告会場前にて配布します。
※時間前の「入場整理票」の配布および会場内への入室はできませんので、ご了承ください。

○入場制限による3密の防止

- ・入場整理票記載の時間帯ごとに入場を制限し、相談の受付をします。

※例年、申告期間開始直後や午前中の相談時間開始直後は大変混み合います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入場整理票に記載された時間帯以外は、会場でお待ちいただくことができませんので、ご了承ください。また、来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

●次の方の申告相談は役場では受付できませんので、税務署申告会場(津島市文化会館 申告会場)へお出掛けください。

- ・個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をする方
- ・分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方
- ・令和4年1月1日から12月31日までに住宅を取得し、住宅借入金等特別税額控除などの申告をする方、住宅耐震改修特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をする方
- ・過年分の申告をする方

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をする方は、3月15日(水)までに町県民税の申告書を役場税務課へ提出してください。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176

